政令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十六号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、一四〇人	うち、一五人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一三、八四八人	うち、四八人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	一九一人	
総務省	四、八一一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五二、五三七人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九六人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	五、八六六人	うち、一五九人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七一、〇八一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、〇八八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三一、七六二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二一、九九九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、〇〇七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、八二〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	二、九二一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二二、一四六人	うち、二一、一一七人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九六、二一七人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇〇四人	うち、四八人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	八三八人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	七、七四一人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、一一二人は、警察官の定員とする。
特定個人情報保護委員会	三九人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、五六六人	
消費者庁	三一二人	

第一条第三項中「三四人」を「三十五人」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　新令第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣府	平成二十七年九月三十日までの間	一三、八八六人	うち、四八人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	平成二十七年九月三十日までの間	四、八五八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	平成二十七年九月三十日までの間	五二、七六八人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五二、五五一人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	平成二十七年九月三十日までの間	七一、一五一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	平成二十七年九月三十日までの間	二、一二六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	平成二十七年九月三十日までの間	二二、〇一二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	平成二十七年九月三十日までの間	八、〇六七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	平成二十七年九月三十日までの間	五八、九一八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	平成二十七年九月三十日までの間	二、九一九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。